

国立大学における文献複写に関する著作権処理に関する
当面の方針について

1998年5月11日

国立大学協会第7常置委員会

国立大学における文献複写に関する著作権処理については、「日本複写権センター」(以下「複写権センター」という。)からの複写利用許諾契約の締結に関する問題提起があつて以来学術情報特別委員会で行われてきた検討を引継ぎ、さらに鋭意検討を重ねてきた。その間、複数の専門学識経験者および関係官庁から意見を聴取し、また国立大学事務部における複写の実態調査結果についての報告を受けた。その結果、当面の対処方針について、次のような結論に達した。

1. 大学図書館で所蔵している図書資料の複写に関する著作権処理の問題については、国立大学図書館協議会で検討を重ねており、公私立大学図書館協議会との協力による国公私立大学図書館協力委員会をとおして複写権センターと交渉を行なってきているが、著作権法の解釈上許諾の対象とすべき複写態様の範囲ないし条件について一致を見るに至らないまま今日に至っている。図書館間の相互利用(I.L.L.)体制に関する諸問題を含むこれらの問題は、国立大学協会にとって重大な関心事であり、今後なお国立大学図書館協議会等による検討経過を見守りつつ、当委員会で継続審議することとする。

2. 事務部における文献複写については、複数の事例による詳細な実態調査の結果に照らして、各大学において、第42条の適用を受けない文献複写に関して来年度早々をめどとして複写権センターと複写利用許諾契約を締結するための具体的な検討を進めるのが適当であると考えられる。

なお、そのさい、個々の大学における契約の内容については、既に契約を締結している他の官庁の例によることとし、年間使用料金の設定は、事務職員数を基準とした包括許諾簡易方式(たとえば、毎年、大学中央事務職員数×20枚×2円)によるのが適当である。

また、使用料の著作者への配分方法、許諾契約の過去への不遡及、使用料金の将来の改定などの点についても十分留意しつつ手続きを進める必要があろう。

以上